

YP47 鋼板に対する構造要件に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

YP47 鋼板に対する構造要件に関する事項

改正理由

近年、コンテナ運搬船の大型化に伴い、船体に使用される鋼材の板厚が増加する傾向にあることから、YP47 鋼板（規格降伏応力が 460N/mm^2 の高張力鋼）が開発され、同鋼板を大型コンテナ運搬船の上甲板部の縦強度部材に使用することが増えてきている。

このような背景を受け、IACS は、大型コンテナ運搬船の上甲板部の縦強度部材に YP47 鋼板を使用する場合の船体構造、材料及び溶接に関する要件について検討を行い、2013 年 1 月に IACS 統一規則 W31 として採択した。

今般、IACS 統一規則 W31 に基づき、コンテナ運搬船に対する構造要件を規定した。

なお、IACS 統一規則 W31 には材料・溶接に関する要件も規定されているが、これらについては別途、鋼船規則 K 編、M 編及び関連検査要領並びに舶用材料・機器等の承認及び認定要領にて定めた。

改正内容

- (1) YP47 鋼板の材料係数を規定した。
- (2) 工事用ジグの取り扱いについて、作業後適切に処置する旨規定した。
- (3) コンテナ運搬船の曲げ捩り強度評価に関し、本会が適当と認める手法による評価を要求する場合がある旨規定した。
- (4) コンテナ運搬船のハッチサイドコーミング、強力甲板及び船首部船倉のひな壇隅部等の疲労強度に関する要件を規定した。